

(別紙)

実施機関 遠野市長

諮問日 平成31年2月21日 (平成30年度遠野市情報公開審査会諮問第1号)

答申日 令和元年6月26日 (令和元年度遠野市情報公開審査会答申第1号)

## 答 申 書

### 1 審査会の結論

「平成29年度退職職員の退職手当金額がわかるもの（本人が特定されるような氏名や住所等の情報は必要なし）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を非開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは、妥当である。

### 2 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関が審査請求人の平成30年8月23日付け行政文書開示請求に対し行った行政文書非開示決定処分は、不当であるため、非開示処分とした当該文書の開示を求めるものである。

#### (2) 審査請求の理由

本件対象文書について、実施機関は退職者が公表されているため、おおよその退職手当金額が推測でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、その行政文書を非開示文書として判断し、平成30年8月23日付け遠総第214号に係る行政文書非開示決定通知として処分を行ったものとしている。「本人が特定される情報は必要なし」とした上で、開示請求しているため、どのような方法でおおよその退職手当金額が推測できるかの疑問があり、及び他市には開示している例があるため、当該処分は不当であるとして、非開示処分とした文書の公開を求めるものである。

### 3 実施機関の説明の要旨

(1) 平成29年度退職者の個別の退職手当金額は、遠野市情報公開条例（平成17年遠野市条例第20号）（以下「条例」という。）第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(2) 当市では、各年度の退職者の役職及び氏名を遠野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年度遠野市条例第2号）により公にしているため、退職職員個別の退職手当金額を開示した場合、退職者の数が限定的であること及び退職手当金額にはそれぞれ差異があることから、市広報等の公表されている情報と照らし合わせることでおおよその退職手当金額が推測可能である。当該退職者が所属して

いた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の退職手当金額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 以上のことから、当該処分は条例に照らして妥当であると判断したものである。

#### 4 調査審議の経過

- (1) 平成31年2月21日 諮問の受理
- (2) 平成31年3月8日 審査
- (3) 令和元年5月28日 本件対象文書の見分及び審査

当審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類（審査請求書、弁明書及び参考資料並びに反論書）及び各行政機関に対する調査結果に係る書類の内容を踏まえ、経緯及び状況を確認し、審査を行った。

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は条例第7条第2号に該当するとして、非開示とする処分（以下「原処分」という。）を行った。

これに対して、審査請求人は、個人が特定される情報を除いて開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の非開示情報該当性を検討する。

##### (2) 非開示情報該当性について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、平成29年度に退職した職員の退職手当に係る文書であることを確認し、退職した職員の氏名や退職手当の金額等が記載されており、その全部を非開示とされていることが認められる。

イ 本件非開示部分を非開示とした理由について、実施機関から次のとおり説明があった。

(ア) 平成29年度退職者の個別の退職手当金額は、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(イ) 各年度の退職者の役職及び氏名を市広報で公にしているため、退職職員個別の退職手当金額を開示した場合、退職者の数が限定的であること及び退職手当金額にはそれぞれ差異があることから、市広報で公表されている情報と照らし合わせることでおよその退職手当金額が推測可能である。また、当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の退職手当金額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) したがって、実施機関では、本件不開示部分を非開示とする処分を行った。

ウ 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 本件対象文書には、各退職者の氏名、退職手当決定額、控除額及び差引支給

額が記載されており、当該情報は、条例第7条第2号の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、同号ただし書ア、イ及びウに該当する事情は認められない。

(イ) 条例第8条第2項による部分開示の可否について検討すると、退職者の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、退職手当金額等といった情報であり、これらを公にすることで、当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の特定が可能となり、その結果、当該退職者の退職手当金額等の通常他者に知られたい情報が知られてしまうとする実施機関の説明は否定し難く、当該退職者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

エ また、審査請求人の「他市には開示している例がある」という主張から、本件対象文書と同様の開示請求の有無を他市に対し調査したところ、県内では2市が同様の開示請求を取り扱ったことがあることを確認した。2市ともに部分開示として処理しているが、退職者に係る情報は、市ホームページや市広報等で公表していないため、その他の情報と照らし合わせることにより、容易に特定の個人を識別し、およそその退職手当金額が推測できる状況ではないことが判明した。

オ したがって、本件対象文書の非開示部分は、条例第7条第2号に該当し、及び通常入手可能な市広報等の情報と照らし合わせることでおよそその情報が推測可能であるため、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 本件非開示処分の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とした処分は、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、これらの部分を非開示としたことは妥当である。

## 6 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに期間を要するものとは考え難い。

諮問実施機関においては、今後、開示決定等に対する審査請求案件の処理に当たっては、迅速かつ的確な対応が望まれる。

遠野市情報公開審査会

会長 荒田昌典

委員 多田恵美子

委員 畠山信秀